平成20年度 南丹市事業評価表 (平成19年度 実施事業)

古巻の 4990 古 巻 々 、 京縣老坂切山、 バッ古楽			名		科目	CD. 1030)104	作成日	平成20年	10月28日
事業CD. 4230 事業名: 高齢者福祉サービス事業 細事業名: 軽度生活援助サービス事業		部局名	i : [1				B:ソフト		·	<i>← ☆ </i>
政策体系上の位置付け (参考) ☑ 平成20年度~ 総合振興計画実施事業	1∟	課 名	ı : ı	高齢福祉課		新規事	美 □ b 	寺限事業 (—————	. 半成	年度迄)
政策: 第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る基本施策:4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する主な施策:(5) 高齢者が安心して暮らせる自立支援				去 令、条例等) 者等生活支援事	業実施	要綱				
	<u>.</u> [事業運営	(方)		□ 一	『委託	✓ 全部勢	≨託 □	 補助等	
	l ⊢	,////// 委 託 先			<u>ー -</u> 三セク	N			□ 自治会・・	
◆ 課題・目的 (どのような課題を解決するために実施した事業なのか) 日常生活上の援助が必要な高齢者に、軽易な生活援助サービスを提供し、自立した在宅 生活を支援する。		У П. Л		□ 氏間□ 子の他 (南)	-					
		_	指	 標		単位	18実績	19実績	20予算	21計画
 ★ 活動内容 (具体的にどのような活動を行ったのか) 生活支援サービスを提供し、自立した在宅生活を支援した。 ★ 対 象 (この事業を実施するにあたり、ターゲットとした者(物)は何か) おおむね65歳以上の独居または高齢者世帯の方で、日常生活に支援を必要とする人(要支援・要介護者を除く) ★ 果 (この事業を実施したことにより、どのような効果または結果が得られたのか) 自立した在宅生活を支援することができた。また、要介護状態への進行防止が図れた。 	活動指標 対象指標 成果指標	① 登録 ② ③ ④ ⑤ ① 高庸 ② ③ 型 ~	- A	用者数 			; ;	情 査 途 情 査 途	ф ф	
市民や議会等からの要望・意見(要望や意見の内容とその内容を確認した手段は何か)	I		決	:算(予算)額		(千円)	3,111	2,930	4,516	4,516
特記事項なし			財	使用料·手数料等	等	(千円)	0	0	0	0
			源	国·府支出金		(千円)	0	0	0	0
			内訳	地方債		(千円)	0	0	0	0
近隣市町村や民間企業での同種事業の実施状況				一般財源	-	(千円)	3,111	2,930	4,516	4,516
近隣市町においても同事業実施			職	員従事時間		(人)		0.18		
			_	、件費 ※		(千円)		1,145		
			1 6	ータルコスト ※	((千円)		4,075		

【公共性の評価】 (1) 行政の守備範囲(民間や市以外の機関等が実施すべき事業ではなかったか) □ 法令等により定められた事業 🗸 市が実施すべき事業 🗆 行政内部の事業 □ 民間等での実施は見込めない □ 民間等での実施も可能 説明、公的な福祉サービス(公助)として実施すべき事業 (2)事業選定の妥当性 (事業の目的や意図が政策や施策の目指す方向にあっているか) ☑ 施策等の実現に向けた事業 □ 施策等の方向とマッチしていない 説明 高齢者の自立した在宅生活の実現に向けた事業 (3)対象の妥当性(事業の本質から考えて的を得た対象を定めているか) ✓ 本質に沿った対象である □ 的を得た対象となっていない 説明。要支援高齢者を対象としており妥当である 【有効性の評価】 (4)課題解決への有効度 (目的の達成や、課題解決のために有効的な事業か) ✓ かなり有効的 □ 当初の予想どおり □ 予想しても有効的でなかった 説明。高齢者の自立した在宅生活を支援するため有効的な事業 (5)施策実現に対する有効度 (総合計画の施策実現に対して有効的な事業か) ✓ かなり有効的 □ 当初の予想どおり □ 想定よりも有効的でなかった 説明 高齢者が安心して暮らせるまちづくりの実現に向け有効的な事業 (6)成果向上の余地(施策実現に向け更なる成果向上の余地はあるか) ✓ 大きい □ 小さい □ 無い 説明 超高齢社会を向かえニーズは高まっている、効果向上の余地はある (7)類似事業との統合・再編・連携の余地 (他の類似事業と統合や連携ができないか) □ 統合や連携等の検討可能 □ 統合や連携はできない ✓ 類似事業がない 説明: 介護保険以外のサービスとしては類似事業がない 新たに生じた課題・解決できなかった課題等

改革案(いつ、どのような改革を、どのような手段で行うのか)

_	【緊急性の評価】									
	(8)課題解決への緊急度 (なぜ早期に実施しなければならなかったか)									
	□ 法令等により期限がある □ 他事業よりも効果が大きい □ 早期の取り組みが必要									
	□ 他事業よりも優先度が高い ☑ 市民の生命・財産を守るため □ 緊急性は低い									
	説明 高齢者の日常的な生活課題の解決のため、緊急性がある									
	【効率性の評価】									
•	(9)コスト削減の余地 (事業内容、職員労力、仕事の進め方などから)									
4	□ 削減の余地あり ☑ 削減の余地なし									
	説明 事業精査を行っているコスト削減は難しい									
•	(10) 受益者負担の適正(社会状況等から受益者の負担は適正か)									
J	☑ 正当な受益者負担 □ 見直す必要あり □ 負担を強いる事業ではない									
7	説明 介護保険サービスに準じており受益者の負担は適正									
	【協働性の評価】									
	(11) 市民との協働による事業実施 (協働による実施を検討したか)									
4										
	□ 協働で行ったが住民主体は一部 □ 市民等が主体となって実施									
	説明 事業の性質上(個人情報保護)協働には不向き									
1	(12)協働事業としての推進の余地 (今後、協働による推進できる余地はないか)									
	□ 余地あり ☑ 余地なし									
-	説明 事業の性質上(個人情報保護)協働の余地無し									
1	所属長総括評価									
	自立して生活する在宅高齢者の要介護状態への進行を防止し、自立した生活の継続									
•	┃ ┃を可能にするので、今後も必用な事業である。一人暮らしや高齢者のみの世帯などが ┃									
_	安定した在宅生活を送る上でも続ける必要がある。 									
※事務局使用欄										
	- 次評価 継続(現状維持) 要援助者の自立が進むよう気遣いながら、事業を推進していただきたい。									
_										

一次評価	継続(現状維持)	要援助者の自立が進むよう気遣いながら、事業を推進していただきたい。
二次評価	継続(現状維持)	居宅での生活支援事業として必要な事業である。 今後の展開として、国の施策など施設から居宅への移行の方向 であり、高齢化社会に向けて、より一層、居宅での生活支援に ついては内容を検証しながら、地域で支えあう支援と合わせ て、充実させていく必要がある。